

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験 合格支援事業のご案内



母子家庭の母、父子家庭の父またはその家庭のお子さんの学び直しを支援し、よりよい条件での就職や転職につなげるため、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を受講する場合、その受講費用の一部を助成します。

対象者

安芸高田市内に住所を有し、20歳未満の子どもを扶養する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその家庭の20歳未満の子どもで、次の①から④の要件の全てを満たす方

- ① 児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準にある方
- ② 高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる方
- ③ 過去にこの事業による給付金の支給を受けていない方
- ④ 市税等に滞納のない方

対象講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）で、安芸高田市長が適当と認めた講座

支給額

*受講修了時給付金

受講を修了したときに受講費用の2割（上限10万円、4,000円を超えない場合は支給対象外）

*合格時給付金

受講修了後2年以内に全科目合格したときに受講費用の4割（受講修了時給付金と合わせて上限15万円）

高等学校卒業程度認定試験とは

高等学校を卒業していないため、大学等の受験資格がない方に対し、高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定するため、文部科学省が実施している試験です。

合格者には日本国内の大学・短大・専門学校の受験資格が与えられます。また、高等学校卒業者と同等以上の学力があるものとして認定され、就職や資格試験に活用することができます。

認定試験の日程等詳細につきましては、文部科学省のホームページをご覧ください。

【文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課】

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/

申請に必要なもの *省略できる場合があります。
詳細については、事前相談時にお知らせします。

1.事前相談・受講資格確認・講座指定申請

- 講座のパンフレット等
(施設の名前・講座名・受講科目・受講期間・経費等が確認できるもの)

2.受講修了時給付金申請

- (受講修了時から30日以内に申請してください)
- 受講講座指定通知書
- 受講施設の長が、受講者の受講の修了を認定する書類
- 受講施設の長が発行した、支払った経費の領収書
- その他必要書類（給付金振込口座の通帳の写し）等

3.合格時給付金申請

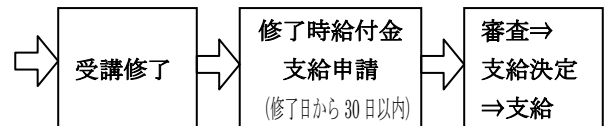
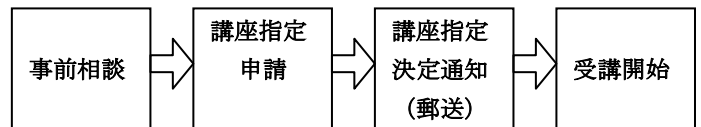
- (合格証書に記載されている日から40日以内に申請してください。)
- 受講講座指定通知書
- 文部科学省が発行する合格証明書（原本）
- その他必要書類（給付金振込口座の通帳の写し）等

*1~3全ての申請には、指定の必要書類の他に次の共通書類が必要となります。

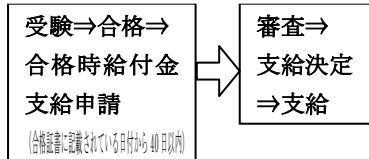
- 児童扶養手当証書（受給していない方は市県民税の課税・非課税証明書）*
- 戸籍謄本* 世帯全員の住民票* 認印（スタンプ印不可）

申請から支給までの流れ

★受講修了時給付金



★合格時給付金



☆ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験
合格支援事業についてくお問い合わせ>
〒731-0592
安芸高田市吉田町吉田791番地
安芸高田市役所 福祉保健部
子育て支援課 児童福祉係
TEL 0826-47-1283